

山梨県歯科医師会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）は、「山梨県歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、本要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる「歯科医師会」が行う事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 検視その他捜査協力に関する事項
- (2) 法医学的知識の研究及び普及・高揚に関する事項
- (3) 会員相互の融和・親睦に関する事項
- (4) その他本部長が認めるもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で本部長が定める。

(補助金の交付申請)

第4条 歯科医師会は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して本部長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他本部長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 本部長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、歯科医師会に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分は補助事業の内容の変更（本部長が定める軽微な変更（補助事業の各費目相互間におけるいずれかの低い額の概ね20%以内の経費の配分の変更又は補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更をいう。以下同じ。）を除く）をしようとする場合は、補助事業の変更（中止・廃止）申請について（第3号様式。以下「変更申請」という。）を提出し、本部長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、変更申請を提出し、本部長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに本部長に報告してその指示を受けること。
- (4) 軽微な変更であっても交付決定を受けた補助金の額に変更を生ずる場合は、変更申請を提出し、本部長の承認を受けること。

2 本部長は、前項各号に掲げる承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告等)

第7条 歯科医師会は、補助事業が完了したとき及び第6条第1項の規定による廃止の承認を受けたときは、補助事業実績報告書（第4号様式）に収支決算書を添付して本部長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 本部長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第5号様式）により補助金の額を確定し、歯科医師会に通知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち支払うものとする。但し、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 歯科医師会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（第6号様式）を本部長に提出しなければならない。

(証拠書類等の整備保管)

第10条 歯科医師会は、補助事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該補助事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。